様式第1号（第8条関係）

申請に対する処分一覧表（行政手続法適用処分）

				処理機関（所管課）	上下水道課	
整理番号	根拠法令	根拠条項	許認可等の種類	審査基準	標準処理期間	備考
1	水道法（昭和32年法律第177号）	第16条の2第1項	指定給水装置工事事業者の指定	○	14日	
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第7条	一般廃棄物収集運搬業の許可、許可の更新	△	30日（休日含まない。）	
3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第7条の2	一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業の変更の許可	△	14日（休日含まない。）	
4	浄化槽法（昭和58年法律第43号）	第35条	浄化槽清掃業の許可	△	30日（休日含まない。）	